

令和4年10月分（1件）

【市内のダイビングショップ】

内容	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>市内のダイビングショップが全面喫煙可能で、受動喫煙状態となり困っています 時代も時代ですし、灰皿を撤去し、全面禁煙にするよう、ご指導お願いできないで しょうか</p> <p>何とぞ宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【R4. 10. 11 受理】</p>
回答	<p>受動喫煙の義務違反時の指導・命令等は、健康増進法に基づき、都道府県が行うこと になっております。今回の案件については、早速館山市から安房保健所に報告させてい ただきました。</p> <p>今後とも、何かお気づきのことがありましたら、ご連絡をいただければ幸いです。</p> <p>《受動喫煙についての相談窓口》 安房保健所 受動喫煙担当 電話番号：0470-22-4511</p> <p style="text-align: right;">【R4. 10. 17 回答】</p>